# 平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります



## この制度は 国が全国一律に定めた制度です

平成19年11月27日開催の愛媛県後期高齢者医療広域連合 議会において決定した、後期高齢者医療制度に関する主な ポイントについてお知らせします。

## 被保険者は・・・

愛媛県内に住む75歳以上の方および65歳以上で一定の障 害がある方のすべてが、後期高齢者医療制度の被保険者と なります。

### 保険証は・・・

受診の際、今までは老人医療受給者証と保険証が必要で したが、後期高齢者医療制度では原則保険証1枚で受診で きます。老人医療制度で交付されていた医療受給者証は廃 止されます。

病院で受診するときは保険証を必ず提示してください。

#### 医療の給付は・・・

後期高齢者に対する医療給付については、新たに設けら れる「高額医療・高額介護合算制度」以外は、これまでの 老人保健や国民健康保険と同様の給付が受けられます。

また、各種申請については、これまでどおり各市町の担 当窓口で受け付けます。

## 医療機関で診療を受けたときは・・・

病気やけがで保険医療機関を受診したとき、被保険者証 を提示し、自己負担額を医療機関窓口で支払うことで、自 己負担額を除いた医療費(7割または9割)を後期高齢者 医療が負担します。

◆自己負担額 … 一般の方:1割

現役並みの所得がある方: 3割

## 自己負担額が高額になったときは・・・

1カ月に支払った医療費が高額となり、限度額を超えた 場合は、申請によって限度額を超えた分が高額療養費とし て支給されます。申請を一度行うと、次の高額療養費支給 は申請の必要がありません。(現在の老人医療制度で既に 申請をし、高額医療費を受けている方については、後期高 齢者医療制度での新たな申請の必要はありません)

また、同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費 と介護保険サービス利用料の自己負担額との合計額が限度 額を超えた場合は、申請によって限度額を超えた分が支給 されます。

#### 被保険者が亡くなったときは・・・

後期高齢者医療制度における被保険者の方が亡くなった ときには、その方の葬祭を行った方に、2万円を葬祭費と して支給します。

#### 保険料は・・・

保険料は、定額部分である**均等割額(41,659円/年**)と所得に応じて 計算される所得割額(所得割率7.85%)の合計額となり、所得の低い方 には、均等割額が軽減(7割・5割・2割)されます。

また、国民健康保険では世帯単位で保険料が賦課されていましたが、 後期高齢者医療では個人単位で保険料が賦課されます。

1人当たり 保険料額

均等割額 (41,659円/年) 1人当たり所得割額 (所得に応じて計算)

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×所得割率(7.85%)

【夫婦世帯の例】 賦課限度額:50万円 保 所得割額 153万円 険 料 2割軽減 5割軽減 額 7割軽減 均等割額 41,659円/年 168万円 192.5万円 238万円 夫の年金収入の額

## 後期高齢者医療制度加入前に 健康保険などの被保険者だった方の 保険料の特別措置

- ○加入から2年間は均等割が半額に軽減さ れ、所得割が賦課されません。
- ○平成20年4月から9月までは保険料負担 を凍結し、同年10月から平成21年3月ま では保険料を9割軽減します。

#### 保険料の納付方法

保険料は原則として年金(年額18万円以 上の方) から天引きされます。

年金額が年額18万円未満の方や介護保険 料と合わせた保険料額が年金額の2分の1 を超える場合は、納付書等でお近くの金融 機関などへ個別に納めます。

後期高齢者医療制度についての お問い合わせ先

市庁舎本館国保医療課 医療係 TEL0897-52-1212 (直通) 東予総合支所市民福祉課 市民保険係 TEL0898-64-2700 内線153 丹原総合支所市民福祉課 市民生活係 TEL0898-68-7300 内線207 小松総合支所市民福祉課 市民生活係 TEL0898-72-2111 内線135